

# 月刊エフアンドパートナーズ vol.4

## 【電子記録債権】



みなさん、桜の季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか。  
新年度は多くの方が新しい門出を迎える時期でもあります。事務所がオフィス街にあるので、真新しいスーツに身を包んだ若い方々をみると、彼らの将来が輝いているように見えますよね。

今回は、**電子記録債権** についてです。

電子記録債権とは、電子記録債権法に基づき認められる手形債権や売掛債権とは、異なる新しい種類の債権です。みなさんも取引銀行から案内が順次送られてきていることでしょう。

### なぜ制度が作られたの？

手形債権や売掛債権を有する事業者が、それらを利用して資金調達がしやすくなるように、手形債権と売掛債権の弱点を克服するために制度が創設されました。

### 手形債権と売掛債権に比べてどこがいいの？

手形債権は、紙媒体を用いるため、保管や管理の手間や盗難のリスクがありました。また売掛債権については、そもそもその存在が不明確であり、債権譲渡しにくいという欠点がありました。電子記録債権は、しかるべき電子債権記録機関が債権の発生譲渡などを記録するため、それらのリスクがありません。

### 電子記録債権活用のインフラは？

銀行業界の代表団体である一般社団法人全国銀行協会（全銀協）は、電子記録債権を世に普及させるべく、全銀協の100%出資で、電子債権記録機関である「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」設立し、2013年2月18日から運用を開始しました。取引金融機関を通じて手続をすることにより利用することができます。

### 登記について金融機関側の対応

根抵当権の債権の範囲に、「銀行取引 手形債権 小切手債権」と記載されている場合がありますが、電子記録債権を根抵当権によって担保させるには、債権の範囲に「電子記録債権」を加えなくてはなりません。既設定のものについては、変更登記が必要となります（「根抵当権の被担保債権の範囲について」 平24.4.27民二第1106号法務省民事局民事第二課長通知）

ります！



## F&Partners 司法書士法人

- ・京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623
- ・滋賀県草津市大路 1 丁目 1 番 1 号
- ・大阪府中央区本町 1 丁目 1 番 1 号

お問い合わせはこちらまで

### 0120-356-652

<http://www.souzokuigon.jp>